

## 令和8年度水質検査計画

### 1 基本方針

水道法の主旨に則り、水道水が水質基準に適合するように、水質管理の徹底を図り、安全であることを保証することを目的として、毎年水質検査項目等を定めたものです。

#### (1) 検査地点

水道法で定められた水質基準を給水栓で検査します。

給水栓水については、各配水系統の配水区域の末端で水質検査をします。

寺山水系・・・坂本町

明神山水系・・・網引町

鴨谷水系・・・国正町

姫路市水系・・・大柳町

#### (2) 検査項目及び頻度及びその理由

加西市は浄水処理を行っていないため、原水に関しては水質検査ができない。兵庫県及び姫路市より原水と浄水の水質検査結果の報告を受け、安全を確認しています。

検査項目及び頻度については以下のとおりです。

ア 毎日検査項目・・・3項目（別表1）

イ 水質基準項目・・・9項目～31項目（別表2）

### 2 水道事業の概要

加西市の水道は市内に水源がないため、水道水の全量を兵庫県及び姫路市から受水しています。このため浄水場はなく、6箇所の配水池と4箇所のポンプ場を通り市内に水道水を供給しています。

表1 加西市の給水状況（令和6年度）

行政区域面積		配水量	
行政区域面積	150.19 k m <sup>2</sup>	年間総配水量	4,831千 m <sup>3</sup>
給水区域面積	110.23 k m <sup>2</sup>	1日平均配水量	13,236 m <sup>3</sup>
給水人口	40,645人	1日最大配水量	14,660 m <sup>3</sup>
給水戸数	20,045戸		
施設能力	17,600 m <sup>3</sup> /日		

### 3 水道水の状況

水質検査結果では水質基準を十分に満足し、安全で良質な水道水です。

### 4 検査項目及び検査回数

別表1

番号	検査項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	設定理由等
毎1	色	異常でないこと	365	省略不可
毎2	濁り	異常でないこと	365	
毎3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	365	

別表2

番号	検査項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	12	省略不可
基2	大腸菌	検出されないこと	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	H22基準値改正
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	※1（検査頻度1回/3年に省略可能）
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	R2基準値改正
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	H26基準値改正
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	※3（検査頻度1回/1年に省略可能）
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	

基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	※2 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	H23基準値改正
基20	PFOS・PFOA (有機フッ素化合物)	合計値50ng/L以下	4	検査頻度1回/3カ月
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	省略不可
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	H27基準値改正
基26	ジブromokクロロメタン	0.1mg/L以下	4	省略不可
基27	臭素酸	0.01mg/L以下	4	
基28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	H27基準値改正
基30	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下	4	省略不可
基31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	※3 (検査頻度1回/1年に省略可能)
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0	
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	0	
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	12	省略不可
基40	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	1	※3 (検査頻度1回/1年に省略可能)
基41	蒸発残留物	500mg/L以下	1	※3 (検査頻度1回/1年に省略可能)
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	※4 (検査省略可能)
基43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	※2 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基46	フェノール類	0.005mg/L以下	0	※1 (検査頻度1回/3年に省略可能)
基47	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	省略不可
基48	PH値	5.8以上8.6以下	12	
基49	味	異常でないこと	12	
基50	臭気	異常でないこと	12	
基51	色度	5度以下	12	
基52	濁度	2度以下	12	

※1, ※2 過去3年間の検査結果から、3年に1回の検査頻度で安全性または性状を確認。

※3 過去3年間の検査結果から、1年に1回の検査頻度で安全性または性状を確認。

※4 過去の検査結果及び周辺の状況より省略可能な項目。

#### 5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常の発生時、直ちに実施し、異常が終息し、安全性が確認されるまで行います。

水道施設の新設、増設、改造時には、給水前検査として水質基準の全項目(52)及び消毒の残留効果を検査します。

## 6 水質検査方法

水質検査のための採水及び試料運搬を委託業者が行い、水質検査は、水質検査機関登録簿に記載されている機関に検査依頼し、水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法により行います。

## 7 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画や水質検査結果についてはホームページで公表します。また、検査結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

## 8 水質検査の精度と信頼性保証

結果を評価するにあたり、検査精度と信頼性を保証するため、検査委託業者へ技術の向上に努めるよう指導します。

## 9 関係機関との連携

浄水場を持たないため、水道水の安全性を確保するためには、様々な機関との連携が欠かせません。関係機関と常に情報交換するとともに、水質異常に即応できる体制を整備し、安全な水を提供するよう万全を期します。